

ぱんだ通信

辻守司法書士事務所から
お知らせや知って得する
法律情報をお伝えします！



From 辻守(つしまもる)司法書士事務所

2015年夏号 Vol.11



辻守事務所所長から皆さまへご挨拶

挨拶

■ニュースレター 第11号です。 成年後見人、権限拡大へ



成年後見に関する嬉しいニュースが入りました。与党が、郵便物の開封や死後の火葬手続きなどを、後見人が代行することを認める成年後見制度の改善を柱とした議員立法をまとめたそうです。現在の法律では、成年後見人は、本人宛ての郵便物を成年後見人の住所等に転送してもらう権限はなく、郵便局に転送を依頼することはできません。私も成年後見人になった際に被後見人(=後見人によって保護される人)が独り暮らしの場合に非常に困りました。仕方なく遠方の親族の方へ転送届をだしてもらい、その親族の方から私宛へ郵便物を送付していただく等の迂遠な方法を取った事があります。この議員立法、早く実現して欲しいものです。



教えて！辻先生！ テーマ：「何十年も前の相続について」

Q&A

Q. ずいぶん前の話になりますが、昭和55年に夫が亡くなりました。夫名義の不動産がありますが、相続人は私と子供が1人のため、特に困ることもなく今まで放置していました。法定相続分通り**2分の1ずつ**の名義にしたいのですが今からでも登記できますか？

A. 不動産の名義変更に期限はありませんので、今からでも登記はできますのでご安心下さい。但し、ご主人は昭和55年に亡くなっているため改正前の民法が適用になります。今回の場合、法定相続分は「**配偶者3分の1 子3分の2**」となります。被相続人が、いつ死亡しているか、その時期によって適用法令が異なり、「相続人」も「相続分」も違います。ずっと昔に亡くなっている人で、相続登記が未了のまま放置されている場合、戸籍等を調査して、どの法律が適用されるかを判断した後に相続登記等の手続きをする必要があります。このような場合は、司法書士にご相談ください。



今年もアピタで相続無料相談会を開催します！

平成27年9月26日(土)と27日(日)の2日間アピタ長久手店にて相続無料相談会を開催いたします。「**予約制**」となっておりますのでお電話にてご予約ください。



法律の紹介 ～死亡時期と適用法律～

- ①明治31年7月16日～昭和22年5月2日以前に死亡
旧民法(家督相続制度)が適用。
- ②昭和22年5月3日～昭和22年12月31日以前に死亡
応急措置法が適用。
- ③昭和23年1月1日～昭和55年12月31日以前に死亡
新民法(改正前の法定相続分)が適用。
- ④昭和56年1月1日以降に死亡
新民法(現行)が適用。

ちょっと、ひとこと



梅雨の合間の晴れ間を縫って、長野を旅行して来ました。途中立ち寄った善光寺で、7年ごとの御開帳のたびに建てられる、回向柱を見てきました。真新しい、大きく逞しい今年のもの、もう木製とは解らないほど小さく岩のようになった古いものと。歴代の回向柱を一堂にして、大きな柱を朽ちさせ削る時間の長さ、自然の力に思いを馳せて参りました。(担当：安藤)



辻守司法書士事務所

〒465-0048 名古屋市名東区藤見が丘56 グロリア藤見が丘30A
TEL 052-771-9192 FAX 052-771-9198
HP <http://www.mamoru-tsuji.com/>

無料法律相談受けダイヤル



0120-783-340

受付時間
9:00～18:00



当事務所の法律相談は**初回無料**です！